

Title	幕末の宮廷, 下橋敬長翁述
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.149(455)- 150(456)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

著者は「第一章一揆の歴史」に於て、「本来一揆とは揆を一にするの語に出で、一團の徒黨が武器を執り立ち集團的なる意思感情を力に訴へて發表する現象をさすのである。一揆は必ずしも階級闘争的現象のみを指したのでない。「中略」何れにせよ「徒黨」「武器」を執りて立つ」「力を以てする集團的意識感情の發表」といふ要素は歴史上の總ての一揆に共通してゐると言つてよい。「三頁—四頁」と言つてゐる。然し「徒黨」「武器を執りて立つ」「力を以てする集團的意識感情の發表」といふ要素を歴史上の總ての一揆に共通してゐると言つてよいと斷言せられたのは言ひ過ぎてあると思ふ。一揆とは本来「ヒトソロヒ」といふことで吾妻鑑にも、一致せずといふことを一揆せずとかいてある。必ずしも力に訴へるといふやうな争の意があつたのではない。北一揆南一揆といふやうなことは其の一例である。又著者は武藏八黨といふ黨なるものに類似する云々（八頁）といはれてゐる。關東八平氏といふことはあるが、武藏七黨系圖といふものもあるからして武藏七黨といつた方が穩當であるまいか。さばれ日本史に纏てゐる神秘的要素や觀念論的要素や詩歌的要素を取り去り、これを赤裸な經濟關係や支配關係に還元せんとして努力せられた著者の功績は決して僅少なものではない。

（宮島貞亮）

幕末の宮廷（下橋敬長翁述）

昨年史學第一號第三號の附録として下橋敬長翁の講演「維新前の宮廷生活」を會員に頒布した。本書も亦同翁の宮内省圖書寮に

於て講演せられたもので共に維新前の宮廷を知るに便なるものである。其の目次を擧げて見ると左の通りである。

主上日常の御動作。御内儀の御様子。皇子皇女の御取扱。朝廷の御賄。禁中の年中行事。禁裏の御交際。宮殿の制。口向諸役人。地下の官人。問答録。

此の目次の如く内容は「維新前の宮廷生活」とほぼ同一である。次に少しく前書に書き漏したる一二件を記して補足する事にせむ。

朝廷の御賄——朝廷の御賄と申すものは十萬石でございます。其中三萬二十一石六斗だけが、恐れながら主上の御日常費でございます。さうして、跡の約七萬石の中、徳川様の勢で、東京の上野の輪王寺の宮様へ一萬三千石を取つて仕舞うて居ります。其殘を宮様、攝家、其他のお公卿さんへ百五十石、或は百三十と云ふやうに分配になります。三萬二十一石六斗が全く天子様のお賄になるのでありまして、それで天子様の召上り物から、御衣類から、毎月朔日に、攝家親王、或は大臣に下される御馳走、議奏や、傳奏、其他御所へ出ます者の三度の御膳から、典侍さん始め雜仕に至る迄の女官の給金から、御所で食へさせます御膳、口向の武士、下僕に至りますまで、御所に勤めます者の三度の食事、それ等を三萬二十一石六斗で賄ひます。……勿論只今とは比較になりませぬけれども、決して貧乏しては居られませぬ。……

明治六七年頃の御所——御所も今でこそ綺麗でございますが、草原になつて居ることは申す迄もなく、屋根の瓦も落ちて居り

ますし、壁は落ちて居ります。御所の中の汚いところは見られた體裁ではなく、之を賣つて仕舞うて、桑畑にしよう云ふやうなことで、既に二條城などへは桑を植ゑましたが、値が高いから誰も買はぬ。今日ならば安いのですけれども、其時分としては高い、御所が五千圓、二條の城が一萬圓、それでも高いと云うて買ひませぬ。御所は東本願寺で買はうか云ふ話もありました。恰度其後でございましたが、岩倉具視さんが京都へ來られましたから、御所が賣物に出て居るさうですなと申しましたら、それはいかぬ、其儘置けとおつしやつてお止めになつた。岩倉さんの御言葉がなかつたら、今頃は、紫宸殿は桑畑になつて居つたかも知れぬです。……

序いでに下橋翁は本年七十九歳であるが非常に元氣な且つ話しすきな方であるから、讀者の中若し京都に行かれたら訪問せられたらよからう。参考となる談話をせられる事と思ふ。

(大正十二年三月十三日 武田勝藏)

我が朱印船の安通商に就て (海外視察録 第一號)

大阪外國語學校開校記念として海外視察録第壹號が昨年公にせられたが、自分は數日前是れを一讀する事を得たので、其中講師瀬川龜氏の佛領印度支那視察報告なる前題を紹介したいと思ふ。本論は四章より成り、外に著者自身の撮影に係かる参考となるべき數葉の寫眞が巻頭に附せられ、猶著者手裁の圖面も加へられ

て讀む者に有益なる事は記す迄も無い。

さて第一章朱印船貿易當時の安南——に於ては、我が朱印船の活躍時代たる文祿元年より寛永十三年に渉る四十四年間に於ける、安南地方は後黎の時代にて、十四世世宗の光興十五年より敬宗の治世を経て神宗の陽和二年迄に當り、國號は大越で、首都は東京即ち今日の河内であつたのである。

當時に於ては黎朝は其の末葉に近く、權臣阮氏と鄭氏とが相争ひて、鄭松は英宗を弑して東京に世宗を擁立して自ら太師となりて政權を專擅し、阮潢は君側の姦を拂ふと聲明して問罪の軍を起したが、意の如くならず。往昔の占不勞、今日のウエである化に進め、駐つて城堤を修め、軍備の充實を計つて居た。この兩氏の交戦は兩氏の次の代阮佛主と鄭權との時で、(元和六年)度々あつたが、我が鎖國となりなる寛永十三年頃迄は兩氏の勢力範圍に太しい消長なしに繼續したもので、其の各々の範圍は大體今日のハ一チン邊を境として南北に分れ、其のため我が朱印船も自ら鄭氏(北)と阮氏(南)と勢力範圍とに分れて行はれたものであると説明せられて居る。

第二章朱印船通商地考——に於ては、異國御朱印帳、異國渡海朱印帳に據つて見ると朱印船の通商地は東京、占城、東埔寨、太泥、暹羅、呂宋、交趾、安南、西洋、天南、迦知安、信州、蜜西耶、順化、芟萊、田彈、高砂國、摩陸、摩利加の十九ヶ所である。東京渡海の朱印狀は慶長九年角藏了以が始めてあるが、當時東京へは外國人の居住を許さぬ事になつて居つた爲め、東京に直接通商に赴きたる事は無く、實は當時の奇羅海門即ち今日のザキンの